

## 令和5年4月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和5年4月10日 月曜日 午後3時08分から午後4時10分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員 (30人)

会 長	15番	米澤 誠一			
農業委員	1番	前田 繁昌	8番	矢田 考志	
	2番	石原 文義	9番	遠藤 幸子	
	3番	高虫 秀樹	10番	高見 利洋	
	4番	山下 一郎	11番	岡田 浩司	
	5番	尾古 礼隆	12番	奥田 国雄	
	6番	藤本 康央	13番	日野 浩一	
	7番	小谷 恵	14番	江原 宏昭	

推進委員	1番	中川 勝彦	9番	入江 英之	
	2番	渡邊 博文	10番	佐伯 守	
	3番	高口 正秀	11番	谷上 真実	
	4番	徳永 裕二	12番	青木 美伸	
	5番	岸本 耕二	13番	野口 稔	
	6番	鳥橋 千廣	14番	川上 英章	
	7番	荒松 将志	15番	小原 進	
	8番	金本 常由			

4 議事録署名委員の決定 (6番 藤本 康央、7番 小谷 恵)

5 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について

6 報告事項

(1) 農地法施行規則第29条第1号の届出について

(2) 公共工事の施行に伴う付帯施設設置に係る農地転用報告書について

(3) 賃貸借の解約について

(4) その他

7 その他

- (1) 定例会の日程について
- (2) 「令和5年度最適化活動の目標設定等」について
- (3) その他

8 農業委員会事務局職員

局 長	諸遊剛史
主 幹	坂田真寛
主 任	西川 援
事務補助員	山根江利子

## 9 会議の概要

事務局

すみません。時間が過ぎましたけども、只今から、4月の定例農業委員会のほう、始めさせていただきたいと思います。議長のご挨拶を、よろしく願います。

議長

こんにちは。非常に天気の良い日になりました。

梨で言いますとですね、非常にかつてない交配日ということでございまして、って言うのがですね、例年より8日間早いと。今年は3日、4日が梨の交配があったと。かつてこういう年はないということなんで、どうかなと思ったら、この前ちょっと雨が降りました。ちょっと被害が出るかな、ちょっとおっきなって分からんということですが、非常にブロッコリーの単価を見ますと非常に前倒しになっちゃって、したものがないと。今、急に単価が高くなったと。なんで高いんだってということで、農業新聞なんかを見てみると、非常に例年はない単価が出るとということで非常に流れがおかしいなということもございしますが、これが、世の中の流れに、世の中の流れって言ったらいけんですけど、天候の温暖化になっておるといようなことでございます。非常に農業政策の中で、非常に牛の飼料が高いとか、なんで高いかということがいろいろとございます。

本当に昨日ですね、県会議員と知事さんの選挙があり、それで投票される方の意見を聞いてみますと、大体、子育てとか、福祉とか、農業問題についても、選挙する人、これも7番目ぐらいにおると。それから立候補される方を聞いてみますと大体、7番目ぐらい。観光が優先されて、農業問題に関心があるというものが非常に、7番目ぐらいで、非常に農業町であり、農業県でありながら、ある面では関心が少ないなというのを感じて、昨日のテレビ見とって、アンケート見ますとそういう具合になつとると。観光とか子育てとか、そういうものが優先されてですね、非常に農業問題がおろそかになつとるんじゃないかと非常に思いが深まるところでございます。農業関係に関わったものとしては、非常に難しい反面があるんじゃないかなと考えておるところでございます。まあ、鹿島議員さんが大山町の中でですね、立候補されて当選されまして、おめでたいことございまして、今後とも、必要なことで、「当選したら、いろいろと協力お願いします。」と言ったら、「協力するから。大山町は農業町だから、農業関係をどんどん携わってやっていきたいと思しますので、頑張りますから。」ということ言葉をいただきまして、本当に、これから対応出来たらいいなと思っておるところでございます。いろいろと変わりながらですね、本当に、あと例えば、私たちも今日も、済んだ後にですね、次の人の変わるための説明会がございまして。いろいろと中でですね、目まぐるしく世の中が変わって、私たちの任期もですね、7月の月上旬までで終わるといことになりますので、あともうちょっとしかないんですけども、その中で頑張っていけないといけない部分もございまして。

マスク外す外さんの問題でございますが、昨日、大山町の議長さんに聞いたら、「どげなだえ、そちらのほうでは」って聞いたら、「もうちょっとな、やっとかいや」ということになっとるそうで、だけど、強制的じゃないよと、あくまでも強制じゃないと。自主的なんだけども、やはり皆がしとるということで、公共施設とか、病院とかについては必ず着用ということになっておりますので、もう少し頑張っていこうや、ということで、みんなで話し合ってから、また外すときには外そうと思っておりますので、なかなか政府の人は「外して良いですよ」と言いながら、皆さんが現実はおしておるということをおっしゃっておりますので、もう少し頑張りましょうやということでございますが、今日も十分協議する内容でございますので、十分話をしてですね、良い定例会になりますように協力をよろしくお願い申し上げます。

---

議長 今日欠席者はなしで、全員が今日は参加されておりますので、この会が成立したことを、ここに宣言いたします。

議事録署名人の方でございますが、6番委員さん、7番委員さん、よろしくお願いいたします。

---

議長 それでは、会務報告を、事務局のほうからよろしくお願いいたします。

事務局 【会務報告】

(3月10日) ・農業経営改善計画認定審査会について。

・定例農業委員会について。

(3月27日) ・大山地区農業相談日について。相談件数1件あり。

(4月5日) ・中山地区農業相談日について。相談件数3件あり。

議長 今、事務局から報告がございました。これについて何かご質問があれば、ないようですので、議案のほうに入らせていただきます。

---

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい、失礼します。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

譲渡人、譲受人等は議案に記載のとおりですので、大字・地目・面積・譲渡事由のみの説明とさせていただきます。

番号4、〇〇〇、畑1筆、1, 814㎡。こちらは売買で、売買価格は全体で※円になります。番号5、〇〇、田1筆、287㎡。こちらは贈与となります。番号6、〇〇、田1筆、424㎡。売買で、売買価格は全体で※円です。番号7、〇〇、田3筆、合計で2, 546㎡。売買で、こちらは全体で※円となります。番号8、〇〇、田1筆、213㎡。売買で、1反当たり※円になり

ます。番号9、〇〇、畑1筆、こちらは470㎡のうち93.42㎡。売買で、  
売買価格は全体で※円になります。

いずれも農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を全て満たしている  
と考えておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局からご説明がございました。

現地確認の、推委5番さんから報告をお願いいたします。

推委5番委員 はい。午前中、現地確認をしてきました。別に問題はなかったと思いま  
すので、よろしく申し上げます。

議長 7番、9番について、推委11番委員さん、よろしくお願いいたします。

推委11番委員 午前中、推委5番委員と推委8番委員とで現地確認に参りました。

7番の〇〇、これは現在トラクターで管理されておりました。姉弟間の売買  
らしいです。〇〇のほうも、現在、◇◇さんの家の裏の形ですけど、若干、雑  
草は伸びておりましたが、ある程度管理されておりました。問題はないと思っ  
ております。よろしく審議をお願いします。

議長 現地確認の報告がございました。

これについて何かご質問があれば。すみませんが、8番を除いてですね、  
質問をお願いしたいと思います。

8番を除いて、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 8番の農委12番委員さん、(議事参与の制限のため)議会から出てやってく  
ださい。

(農委12番委員、退室)

8番について、何かご質問があれば。

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(農委12番委員、入室)

議長 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局、ご説明  
をお願いいたします。

事務局 はい。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記申請  
について、農地法施行令第15条の規定により審議を求めます。

番号5は駐車場、番号6は住宅であり、譲渡人、譲受人は3ページに記載の  
とおりであります。

説明のほうですけれども、まずは番号5です。

4ページのほうに位置図を載せております。〇〇の◎◎◎◎◎◎の南側で、  
〇〇の点滅信号を海側に入っていた所です。農地区分は、9号線の海側に広

がる10ヘクタール以上の一団の農地の一部となるため、第1種農地となります。転用目的は住宅の駐車場です。周辺で代替地も複数検討され、結果として住宅の裏に隣接する農地を選定されるに至りました。既存集落に居住する方の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、第1種農地ではありますが、許可が可能な施設となります。

分筆計画図は5ページ、配置図は6ページになります。想定の数としては2台です。

断面図は7ページ、8ページになります。隣接農地との境界は、ブロックで段差をつける計画です。砕石敷なので雨水は地下浸透ですが、万が一強い雨で浸透しきれなかった分は既存の農業用水路へ流れるということで、土地改良区及び〇〇集落の同意を得ています。隣接地権者及び耕作者の同意書、融資証明書、計画面積及び被害防除計画も適切であることから、転用の確実性や周辺農地への影響は、特に問題はないと判断しております。

続いては番号6で、9ページに位置図を載せております。□□□小学校の北側で、先月の議案でお諮りしました住宅2件の近くになります。農地の区分は、〇〇から〇〇の方へ広がる10ヘクタール以上の一団の農地の一部となるため、第1種農地となります。転用目的は住宅です。第1種農地を住宅へ転用する場合、「集落に接続しており、事業実施可能な代替地も検討した結果、申請地でなければ目的が達成できない」ということが認められる必要があります。代替地については、申請者の配偶者の実家が□□□駅周辺にあり、将来的に老後のケアも行いやすい場所等という条件で複数の代替地を検討され、結果として本申請地を選定されました。集落接続については、隣接に1軒住宅があるものの、〇〇自治会との間に農地2筆を挟んでいます。しかしその内の1筆は、先月の議案でお諮りしました住宅が1軒建築予定であり、さらにすぐ近くに、同じく先月の議案の別の1件が、集落接続する形で建築予定です。また、住宅が建ったのちにはということで、〇〇自治会へも事前にあいさつをされており、自治会への加入も予定されています。以上から、その他申請書類も含めて検討した結果、集落接続とすることもやむを得ないと事務局では判断をしています。

造成計画図は10ページ、配置図は11ページです。隣地との境界には擁壁を設ける計画です。

雨水排水計画については、14ページをご覧ください。整地面は真砂土で、浸透柵に向けて傾斜をつけるため、雨水は浸透柵を通じて地下へ浸透されます。念のため、〇〇自治会からの同意も取得されています。

ただ、隣接農地の1筆の同意については、資料の9ページ、本申請地の北東側、つまり家が建つと裏側にある隣接農地については、まだ同意が得られておりません。申請代理人からは、譲受人、譲渡人、不動産仲介業者が、隣接地権者及び親族へ説明を行ったと聞いております。同意取得にあたっての状況説明書によると、「長年耕作しておらず、地権者及び親族としては反対はないが、賃借予定の方から同意をとってほしい。しかし春以降に賃貸借契約する予定であ

り、それがまだ決定していない。」ということです。今回申請地の隣接には既に3階建て住宅が建っており、下水接続の勾配が取れる隣地境界から約3m離して建てよう計画しています。隣接農地地権者の同意書は農地法上必須ではないのですが、賃借予定の方にもご理解いただけるものと考え、同意取得は継続されます。なお、仮に営農状況に支障や何らかの苦情が出た場合、譲受人としては誠意を持って対応したいということです。また、本申請の譲渡人、つまり現在の農地所有者ですが、もう耕作しない自分にも責任はあると思っておられるようで、「仮に営農に支障が出るような場合は、補償も検討したい」と状況説明書のほうに記載がありました。

同意状況としては以上ですが、その他の添付書類の確認を行い、番号5番、6番ともに農地法第5条第2項各号には該当しないので、許可の要件を満たしていると考えております。以上です。

議長 現地確認の推委11番さん、5番6番について、よろしく願いいたします。

推委11番委員 はい。〇〇のほうですけど、隣の住宅が売家でしたけど、その駐車場がないということで、一部、分筆で購入されるということです。畑でありまして、管理はされておりました。雨水の問題も、解決されているようで問題ないと思います。

次の、〇〇のほうも、住宅地であります。これも雨水の処理、下水の処理も、ちゃんと出来ているように思われます。日影云々の問題もありますけど、隣の家もありますが、三階建ての家が隣にありましたんで、事務局の説明どおりの状況でありました。問題はないだろうということを判断しております。ご審議のほど、よろしく願いします。

議長 今、ご説明ございました。

これについて、何かご質問が、一括してご質問があれば。

(農委1番委員、挙手)

はい、農委1番委員さん。

農委1番委員 1番ですけど、5番について、この□□さんが、譲り受けされるのですけれども、この63.65坪も□□さんのものなんですか。自宅の後ろっていうこと、5ページ。

事務局 はい。5ページの譲り受けされる部分は、63.65坪の右側ですね。

農委1番委員 この□□さんは現在、〇〇〇の◎◎◎に住んどんなるわけでしょ。

事務局 はい。

農委1番委員 この人が、この遠いところの駐車場を買うんですか。

事務局 はい。説明いたします。

今、住んでおられるところは、資料に記載のとおりなんですけれども、住宅のほうを買われて、その住宅の駐車場は今ない現状で。

農委1番委員 だけ、この今の63.65坪のところを買いなるわけ。

事務局 失礼しました。4ページの黒塗りしてある申請地の裏の住宅を買うように予定されていまして、そのための駐車場ということです。

議長 いいでしょうか。

農委1番委員 分かりました。  
議長 はい。他に何かご質問があれば。  
質問がないようですので、5番、6番、賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)  
全員賛成でございますので、承認いたしました。

---

議長 議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)  
ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 番号346番、番号354番を除いて審議したいと思いますので、よろしく  
お願いいたします。

これを外したものについて、何かご質問があれば。  
ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。  
(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 番号346番、推委12番委員さん(議事参与の制限のため)議会から出て  
行ってください。

(推委12番委員、退室)

番号346番について、ご質問があれば。  
ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。  
(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(推委12番委員、入室)

議長 番号354番の農委13番委員さん(議事参与の制限のため)議会から出て  
行ってください。

(農委13番委員、退室)

番号354番について、何かご質問があれば。  
ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。  
(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(農委13番委員、入室)

---

議長 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農  
用地利用集積等促進計画案について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により照会があったので、意見を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)

詳細については議案に記載のとおりでございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ご説明がございましたが、番号12番から17番を除いてですね、審議したいと思いますので、番号12番から17番を除いたものについてご質問があれば。

ないようですので、12番から17番を除いたものについて賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 番号12番から17番の農委14番委員さん、(議事参与の制限のため)議会から出てやってください。

(農委14番委員、退室)

番号12番から17番について、何かご質問があれば。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(農委14番委員、入室)

---

議長 ページの25ページから報告事項でございますので、見ておいてやってください。27ページ、28ページのほうにもありますので、場所も見てやっておいてください。30ページまで確認をお願いいたします。

それでは、その他について何かありますでしょうか。

---

議長 ないようですので、次の定例会の日程について、審議したいと思います。

5月の10日、水曜日、午後3時から中山改善センターで行いますが、どうでしょうか。

皆さんがオッケーということですので、5月10日行いますので、協力の程よろしくお願いいたします。

それでは(2)番の、令和5年度最適化活動の目標の設定等について、事務局からご説明がございますので、よろしくお願いいたします。

事務局 【その他】

- ・令和5年度最適化活動の目標の設定等について。
- ・農地中間管理機構を通じた貸借について。

議長

他に、何かありますでしょうか。

今度は説明になりますので、農業委員会の定例会は閉会したいと思いますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 米澤 誠一

議事録署名委員 藤本 康央

議事録署名委員 小谷 恵

: 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しています。